

令和 8 年度 税制改正見直し事項 (廃止 ・ 縮減)

(農林水産省)

項目名	東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の非課税措置の廃止											
税目 (条文番号)	印紙税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 51 条)											
見直しの内容	<p>(1) 現行制度の概要 東日本大震災の被災者が東日本大震災により滅失又は損壊したため取り壊した漁船に代わるものとして建造又は取得する場合に作成する譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書について印紙税を非課税とする。</p> <p>(制度経緯) ・平成 23 年度 創設</p> <p>(2) 要望の内容 適用期限 (令和 8 年 3 月 31 日) の到来をもって、本特例措置を廃止する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="895 831 1487 999"> <tr> <td>平年度の増収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の増収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の増収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
廃止又は縮減の理由	<p>東日本大震災から 14 年あまりが経過し漁船の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した漁船の代替となる漁船を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置の廃止を要望する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p>											